

新潟県事業継続支援金(飲食関連事業者等) 申請要領

【時短要請枠】

1 支援金の概要

(1) 趣旨

令和3年7月末以降の感染拡大に伴う飲食店等への営業時間短縮の要請により、売上が減少した飲食関連事業者等(飲食店と直接取引している事業者及びタクシー事業者・自動車運転代行業者)に対し、事業継続に向けた支援金を支給します。

(2) 支給額

- ①県内で単独店舗又は事業所を経営する事業者 20万円
- ②県内で複数店舗又は事業所を経営する事業者 40万円

2 受付期間

令和3年9月8日(水)から令和3年10月31日(日) ※締切日消印有効

3 対象者

以下の要件を全て満たす必要があります。

- ①新潟県内に本社又は本店を有する法人又は個人事業主であること(注1)
- ②令和3年8月以降に発令した、新型インフルエンザ対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく営業時間短縮の要請(以下、「時短要請」という。)の対象区域となる県内市町村の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供していること(注2)
ただし、タクシー事業者・自動車運転代行業者については、時短要請の対象区域となる県内市町村に事務所、事業所を有し、一般乗用旅客自動車運送事業の許可又は自動車運転代行業を営む者として公安委員会の認定を受けていること
- ③法令等で定める事業に必要な許認可等を全て取得していること
- ④業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえ、感染症拡大防止対策を実施していること
- ⑤申請時点において事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること
- ⑥本支援金(飲食関連事業者等【時短要請枠】)の支給を受けていないこと

既に飲食関連事業者等として、第1弾の支援金(令和2年12月から令和3年8月までの期間において、2か月連続して前年(又は前々年)同月比で20%以上減少)を受給していても、今回の支給要件を満たせば給付対象となります。

- ⑦申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新潟県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと

4 支給要件

事業者全体の売上高について、令和3年7月から令和3年9月までのいずれか1か月において、前年同月比で20%以上減少していること(注3)

創業により前年との比較ができない場合は、事業者全体の売上高について、創業の翌月から申請の前月までの売上高の平均に対して、1か月で20%以上減少していることとします。

(注1) 対象となる事業者は、法人規模・形態を問いません。大企業も対象となります。また、財団法人、社団法人、NPO法人等も対象となります。

(注2) 「直接」とは、飲食店に対して他の事業者を介さず、自社で県内飲食店に直接納品して金銭の授受を行っていることをいいます。

「継続」とは、令和3年6月30日以前に同一の飲食店に2回以上納入していることをいいます。

ただし、令和3年7月以降に創業した場合は、申請日までに2回以上納入していることとします。

「商品・サービス」とは、食材、飲料、調味料、おしぼり、割りばし、清掃、クリーニング、ごみ廃棄など、飲食店に納入される商品・サービスが対象となります。

(注3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、前年との比較が適当でない場合は、前々年と比較することもできます。

5 申請書類の入手方法

「新潟県事業継続支援金【時短要請枠】」ホームページからダウンロードしてください。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/insyokukanren2.html>

※ ホームページからの入手ができない方は、下記の「9 お問い合わせ先」にご相談ください。

6 申請方法

申請書に添付書類を添えて、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で「郵送」してください。

※感染拡大を防止するため、持参による申請はできません。

(1) 宛先

〒950-0916 新潟県新潟市中央区米山4丁目1-28 藤巻ビル5階
事業継続支援金センター 宛

※郵送料はご自身で負担のうえ、裏面に差出人の住所・氏名を記載してください。

(2) 申請書類（詳細は「申請書類チェックシート」をご覧ください）

- 1 申請書（様式 10～12）
- 2 誓約書（様式 13）
- 3 確定申告書（写し）
- 4 売上台帳、月次残高試算表等、売上の減少が確認できる書類（写し）
- 5 本人確認書類（写し）
- 6 申請書記載の口座情報（振込先口座、口座名義及び支店番号等）がわかる通帳等（写し）
- 7 飲食店と直接取引していることが確認できる書類の写し
- 8 事業に必要な許認可等を取得していることがわかる書類の写し

※第1弾支給済みの方は、「5 本人確認書類」及び「6 通帳等の写し」が省略可能です。

7 支給の決定

- (1) 申請書類の受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に支給します。
- (2) 支援金の審査結果は書面により通知します。

8 その他

- (1) 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給の決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返還するとともに、支援金受領日から返還日までの日数に応じた加算金を支払うことになります。
不正受給は犯罪です。既に廃業しているにも関わらず営業実態があるように見せかける、又は、対象事業者ではないにも関わらず飲食店を装う、などの虚偽申請は絶対に行わないでください。
- (2) 支援金を支給された場合は、申請書及び添付書類の原本を、支援金の支給を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- (3) 支援金を支給された方に対して、県は実地検査や事実に関する報告を求めることがあります。

9 お問い合わせ先

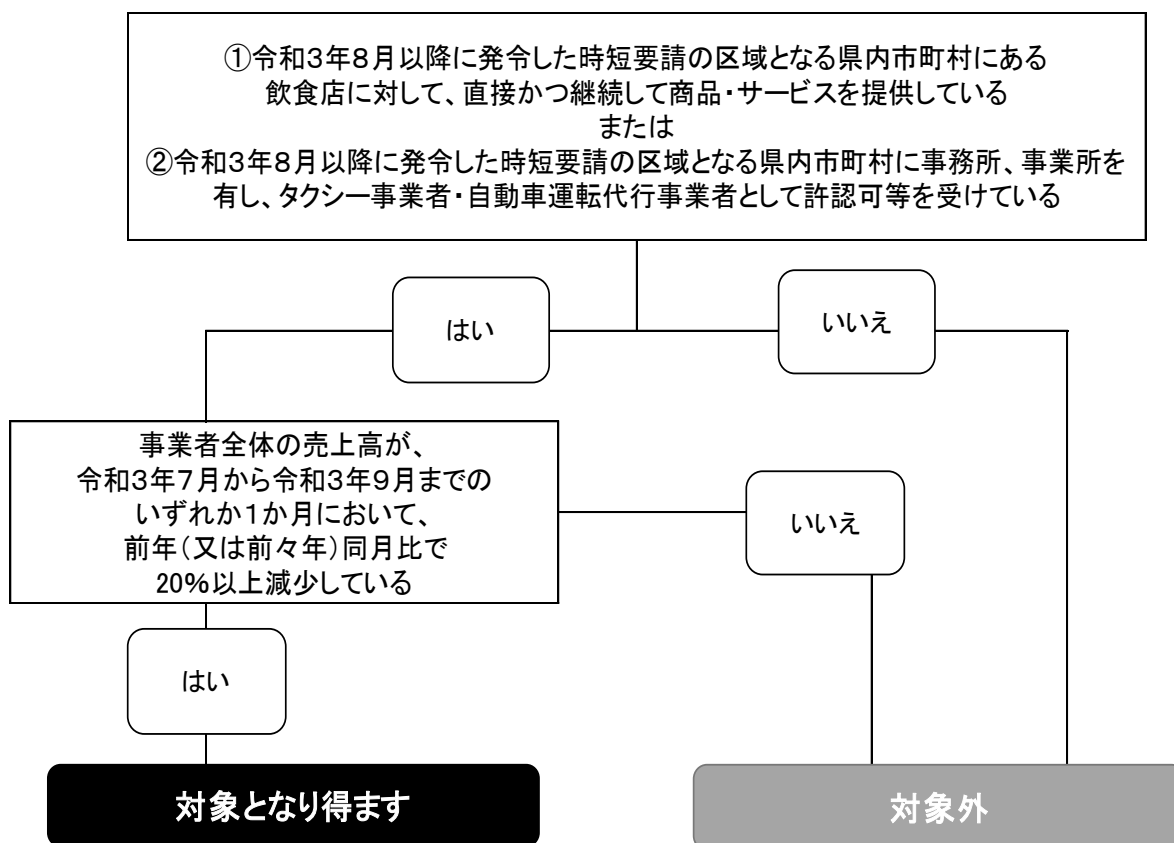
事業継続支援金センター

（電話番号） 025-248-7270 （受付時間） 午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

必ずチェックリストに☑を入れ、必要書類がそろっているか提出前に再度ご確認ください。

申 請 書 類 一 覧		チェック リスト
申 請 書	1 申請書（様式 10～12）	☐
	2 誓約書（様式 13） ※ 氏名は、代表者が必ず <u>自署</u> してください。	☐
添 付 資 料	3 申請月、比較対象月を含む確定申告書の写し (1) 法人の場合 ・確定申告書別表一、法人事業概況説明書（両面） (2) 個人の場合 《青色申告の場合》 ・確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書（ページ 1 とページ 2） 《白色申告の場合》 ・確定申告書第一表 ※税務署の受付印、電子申告書の受付日時の印字、電子申告書の受信通知メールのうち、いずれかの添付があること。上記がない場合は、納税証明書を添付。（ <u>マイナンバーがわからないよう処理して提出すること</u> ） ※確定申告義務がない場合等は、住民税の申告書の控えを提出してください。	☐
	4 売上台帳、月次残高試算表等、売上の減少が確認できる書類（写し） ※申請月、比較対象月の事業者全体の売上がわかるもの。 ※白色申告の場合は、月ごとの売上が確認できないため、選択した 1 か月分の売上台帳だけでなく、比較する前年（前々年）同月の売上台帳が必要です。	☐
	5 本人等確認書類（写し） 誓約書記名者の（法人の場合は代表者）の名前、住所が確認できる書類 （例）運転免許証の写し、保険証の写し、マイナンバーカード（表）の写し など <u>※既に飲食関連事業者等として、第 1 弾を支給済みの方は省略可能です。</u>	☐
	6 申請書記載の口座情報（振込先口座、口座名義及び支店番号等）がわかる通帳等（写し） ※通帳の場合、表紙の裏など申請書に記載した口座の情報が分かる通帳等の写しを添付。 ※銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・ゆうちょ銀行・JA バンク・ネット銀行等の金融機関に有する <u>申請者と同一名義の口座に限り</u> ます。 <u>※第 1 弾支給済みの方は省略可能です。</u>	☐
	【タクシー事業者・自動車運転代行業者以外】 7 令和 3 年 8 月以降に発令した営業時間短縮の要請区域となる市町村の飲食店と直接取引していることが確認できる書類の写し ※様式 11 別紙に <u>令和 3 年 6 月 30 日以前の納品書や領収書等（「日付、取引先飲食店の名称、取引内容、金額、申請者名」の全てが明記）を 2 回分添付</u> してください。	☐
	【タクシー事業者・自動車運転代行業者のみ】 8 事業に必要な許認可等を取得していることがわかる書類の写し (1) タクシー事業者・・・一般乗用旅客自動車運送事業の許可証 （介護タクシー等の福祉輸送事業限定等の許可は対象外） (2) 自動車運転代行業者・・・公安委員会の認定証	☐

対象者の確認



飲食店とは

店内で客に飲食サービスを提供している店舗であり、以下の店舗等は本事業の飲食店には含まれません。

- ・ 飲食スペースを持たない店舗
(弁当店・テイクアウト・宅配サービス専門店、キッチンカー、ドリンクスタンドなど)
- ・ 他の事業に付随して食事を提供する施設で、独立した店舗形態を持たないもの
(ホテルや旅館、結婚式場・葬儀場、ネットカフェ・マンガ喫茶など)
- ・ スーパーマーケットやコンビニエンスストアのイートインスペース
- ・ 自動販売機コーナー
- ・ 特定の利用者の方のみの利用に供する施設
(社員食堂や学生食堂、介護サービス事業者の食堂など)

直接かつ継続して商品・サービスを提供とは

「直接」・・・飲食店に対して他の事業者を介さず、自社で県内飲食店に直接納品して金銭の授受を行っていること

「継続」・・・令和3年6月30日以前に、同一の飲食店に2回以上納入していること
(令和3年7月以降に創業した場合は、申請日までに2回以上納入していること)

「商品・サービス」・・・食材、飲料、調味料、おしぼり、割りばし、清掃、クリーニング、ごみ廃棄など、飲食店に納入される商品・サービス